

令和3年2月定例会

教育委員会定例会会議録

書記 中村 顕介

書記 蜂谷 愛

塩竈市教育委員会定例会会議録

◆日時 令和3年2月12日(金) 午後2時30分～午後3時50分

◆場所 市民交流センター 第2・3会議室

◆出席委員

教 育 長	吉 木 修	教育長職務代理者	佐 浦 弘一
委 員	松 田 攝子	委 員	高 橋 輝兆
委 員	佐 藤 香		

◆事務局

教 育 部 長	阿 部 光浩※	教 育 部 理 事	佐 藤 達也※
教 育 部 次 長	本 田 幹枝※	教 育 総 務 課 長	佐 藤 聡志※
学 校 教 育 課 長	白 鳥 武※	生 涯 学 習 課 長	布 施 由貴子※
教 育 総 務 課 総 務 係 長	中 村 顕介	教 育 総 務 課 主 査	蜂 谷 愛

※印のついている職員は秘密会時退室

◆定例会次第

- 1 開会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告
 - ① 本市の教育活動の状況
- 5 教育部長報告
 - ① 市議会定例会等について
- 6 専決処分報告
 - ① 令和2年度一般会計補正予算案に対する意見について
 - ② 令和3年度一般会計当初予算案に対する意見について
- 7 議案
 - ① 議案第2号 塩竈市学校運営協議会規則の制定について
 - ② 議案第3号 教職員の人事について
- 8 その他報告
 - ① 塩竈市立第一小学校長寿命化改良事業等について
 - ② 情報通信ネットワーク環境施設整備事業等について
 - ③ 小中学校新型コロナウイルス感染症対策等について
- 9 閉会

1 開会 午後 2 時 30 分

2 前回会議録の承認

佐藤委員から報告、承認

3 会議録署名委員の指名

佐浦委員と高橋委員を指名

4 教育長報告

吉木教育長から、以下のことについて報告

① 本市の教育活動の状況

[主な質疑]

特になし。

5 教育部長報告

阿部教育部長から、以下のことについて報告

① 市議会定例会等について

[主な質疑]

特になし。

6 専決処分報告報告

佐藤教育総務課長から、以下のことについて報告

① 令和 2 年度一般会計補正予算案に対する意見について

② 令和 3 年度一般会計当初予算案に対する意見について

[主な質疑]

高橋委員 令和 2 年度 2 月補正予算、教育総務課歳出の小中学校新型コロナウイルス感染症消毒事業について、シルバー人材センターに委託して消毒を行っていると思うが、その経費もこの補正にふくまれているのか。

教育総務課長 シルバー人材センターへの委託費用については、1 2 月補正予算で計上済み。今回の補正は、消毒を専門に行っている民間企業への委託費用である。

松田委員 同じく2月補正予算、教育総務課歳出の小・中学校情報機器整備事業について、教育部長の報告で教員用iPadとして239台整備予定とあったが、配置対象の教員はどの程度か。

教育総務課長 配置できる対象は、校長、教頭、パートタイム職員を含む授業を担当する教員分である。

松田委員 令和3年度当初予算、教育総務課歳出の小・中学校統合型校務支援システム導入事業について、全校に導入されるということだが、毎年使用料が発生するのかお聞きしたい。

教育総務課長 そのとおりである。この令和3年度当初予算は、9月から発生する使用料のみである。今後は、毎年約1千万円の費用がかかると見込んでいる。

7 議案

白鳥学校教育課長から、議案を説明した。

議案第2号 塩竈市学校運営協議会規則の制定について

〔主な質疑〕

佐浦委員 塩竈市学校運営協議会規則、第3条第3項について、協議会を設置する一小、一中、杉小については、この校長、保護者、地域住民の意見を聞く機会を設けるのか。どのようなスケジュールになっているのか。

学校教育課長 すでに対象の3校では地域住民の声を聞く会を設けている。地域住民全ての方に周知したのではないが、主だった方々にお声がけし、本制度の説明をし、意見を伺っている。

松田委員 以前、学校評議員会というのがあったが、それらがこの協議会に移行して運営していくという考え方でよいか。また、いずれは3校だけでなく全ての学校で行うのか。

学校教育課長 そのとおりである。あの学校評議員制度がなくなるのではなく、移行するという考え方である。

佐浦委員 規則は基本的なことを定めているものだと思うが、運営にあたって運営規定等は定めるのか。

学校教育課長 その方向で考えている。ガイドライン、運営規定等についてはもう少し勉強して進めていきたい。

教育長 そのための3校での試行期間でもある。今後試行期間を活かし整備していきたい。この規則の大きい点は、第5条の教職員の人事に意見を述べるができるということだと思ふ。しかしこれは、個人名をさしてこの教員を異動してほしいというものではなく、一般的な意見を述べるができるという考えでこのような文言にさせていただいたがよろしいか。

佐浦委員 要するに、こういう専門性を持った教職員を採用したらいいのではないか、というような意見を述べるができるということによいか。

教育長 そのとおりである。例えば、体力が低くスポーツテストの成績が悪いので体育の専門性が高い教員を、音楽教育に力を入れたいから音楽専門の教員を入れてほしい等の意見をだしてもらおうということである。

佐浦委員 これは塩竈市教育委員が定める規則だが、県の教育委員会にはこのような規則はあるのか。宮城県教育委員会に対して意見を述べるができると定めても、県の教育委員会で協議会の意見を受け止める等の規則がなければ意味がないのではないか。

教育長 それについては、ある程度法律で定められている。教職員の人事については、校長が市教委に意見を述べ、市教委が県教委に内申するという制度になっている。協議会で出た意見も、この流れに乗って、県教委に伝わり、人事に反映されることになる。

採決：全会一致で承認

議案第3号 教職員の人事については、人事案件のため、秘密会にて審議
(秘密会の会議録については、別途作成)

8 その他報告

教育総務課長から、以下のことについて報告

- ① 塩竈市立第一小学校長寿命化改良事業等について
- ② 情報通信ネットワーク環境施設整備事業等について
- ③ 小中学校新型コロナウイルス感染症対策等について

〔主な質疑〕

特になし。

9 閉会 午後3時50分

《会議録署名委員》

1 番委員

(佐浦委員)

3 番委員

(高橋委員)